**令和８年（フ）第１３６８号**
福岡市南区西長住３丁目25番20号　松栄荘602号
債務者　原田由紀子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１３６９号**
福岡市南区西長住３丁目25番20号　松栄荘602号
債務者　原田　綾乃
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１４６７号**
福岡市城南区梅林１丁目５番21―201号　パウゼ福大前
債務者　渡邊　　大
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１４９５号**
福岡市博多区寿町２丁目５番４―206号　マキシム南福岡駅前
債務者　赤瀬　福子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１４９９号**
福岡県古賀市花見東３丁目８番11号　シーサイドヒルズⅢ102号
債務者　大塚　峻馬
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５０５号**
福岡市東区香椎駅東１丁目40番14―202号　キャロット香椎Ⅱ
債務者　加藤又市郎
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５０６号**
福岡市西区周船寺３丁目14番14―202号　グランシャリオ
債務者　野上　礼子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５１９号**
福岡市早良区祖原６番24号　フォンテーヌ西新　102号
債務者　伊藤　　剛
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５４３号**
福岡市中央区薬院４丁目４番10―206号　マイルーセント薬院
債務者　高木　智絵
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５５７号**
福岡県筑紫野市大字筑紫694番地２　足立コーポ102号
債務者　田中　　勇
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５６７号**
福岡市城南区田島２丁目12番25―103号　ＲＡＫＵコーポ田島
債務者　高橋成一郎
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６０６号**
福岡市早良区田村４丁目16番16―301号　市営田村住宅
債務者　前田　麻結
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１０９号**
鹿児島県曽於市大隅町中之内1887番地３
債務者　川邉　義光
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和８年（フ）第１１２号**
鹿児島県志布志市志布志町帖6848番地３
債務者　小倉　小夜子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和８年（フ）第５９６３号**
東京都目黒区大橋２丁目12―10―202
債務者　田村　　瞳
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５９６７号**
東京都世田谷区給田５丁目８－５－Ｂ201
債務者　鈴木　正彦
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**令和８年（フ）第５９９１号**
東京都練馬区東大泉３丁目７－６－201
債務者　武藤　晃康
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部